

技能検定規程の「試験の要件」に基づく試験の範囲

【交通信号技士】

No	試験の要件 (技能検定規程別表1)	試験の範囲	出題数
1	交通信号施設の設置・運用に係る法令、規則、基準等に関する知識を有することを確認するものであること	<p>①道路交通法、道路交通法施行令、道路交通法施行規則、道路法、道路構造令、道路標識・区画線及び道路標示に関する命令、車両制限令、労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、内線規程、その他法令等において、交通信号施設の設置・運用に係る事項についての知識</p> <p>②警察庁通達によって示されている交通信号機の設置・運用に関する基準及び指針についての知識</p>	
2	交通信号施設の仕様や材料に関する基礎的な知識を有することを確認するものであること	<p>①交通信号施設取付構造図の理解</p> <p>②交通信号制御機仕様書（警察庁制定）に規定する交通信号制御機の主な機能及び性能についての知識</p> <p>③車両用交通信号灯器、歩行者用交通信号灯器、車両感知器、歩行者用押しボタン箱、光ビーコン、音響式交通信号付加装置、交通情報板、交通信号柱、通信ケーブル、電源ケーブル等の仕様概要についての知識</p>	
3	交通信号施設の設置工事に係る基礎的な知識を有することを確認するものであること	<p>①建柱、配管、配線及び機器取付けなど一連の施工方法、施工の際の留意事項等についての知識</p> <p>②交通信号施設の工事施工に使用する資機材や工具の種類と使用方法についての知識</p> <p>③交通信号施設の電気回路、配線系統に関する知識</p>	
4	交通信号施設の調査・設計に係る基礎的な知識を有することを確認するものであること	<p>①信号制御方式とその選定についての知識</p> <p>②現示方式、現示階梯図、サイクル、スプリット、オフセットに関する知識</p> <p>③交通信号制御機、車両用灯器、歩行者用灯器、押しボタン箱、車両感知器等の配置のあり方と留意事項に関する知識</p>	

【交通信号工事士】

No	試験の要件 (技能検定規程別表1)	試験の範囲	出題数
1	交通信号施設の設置・運用に係る法令、規則、基準等に関する知識を有することを確認するものであること	①道路交通法、道路交通法施行令、道路交通法施行規則、道路法、道路構造令、道路標識・区画線及び道路標示に関する命令、車両制限令、労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、内線規程、その他法令等において、交通信号施設の設置・運用に係る事項についての知識 ②警察庁通達によって示されている交通信号機の設置・運用に関する基準及び指針についての知識	
2	交通信号施設の仕様や材料に関する基礎的な知識を有することを確認するものであること	①交通信号施設取付構造図の理解 ②交通信号制御機仕様書（警察庁制定）に規定する交通信号制御機の主な機能及び性能についての知識 ③車両用交通信号灯器、歩行者用交通信号灯器、車両感知器、歩行者用押しボタン箱、光ビーコン、音響式交通信号付加装置、交通情報板、交通信号柱、通信ケーブル、電源ケーブル等の仕様概要についての知識	
3	交通信号施設の設置工事に係る基礎的な知識を有することを確認するものであること	①建柱、配管、配線及び機器取付けなど一連の施工方法、施工の際の留意事項等についての知識 ②交通信号施設の工事施工に使用する資機材や工具の種類と使用方法についての知識 ③交通信号施設の電気回路、配線系統に関する知識	
4	交通信号施設の設置工事に係る安全管理について、基礎的な知識を有することを確認するものであること	①作業前の安全点検に関する知識 ②脚立、梯子、墜落制止器具などを使用した作業時の点検に関する知識 ③現場周辺の安全対策（交通安全管理）に関する知識	
5	交通信号施設の施工状況について、設計図書に基づき点検できる能力を有することを確認するものであること	①設計図書通りの施工であることの確認に関する知識 ②交通信号制御機等の動作確認に関する知識	
6	交通信号施設の設置・運用に係る基礎的な知識を有することを確認するものであること	①信号制御方式とその選定についての知識 ②現示方式、現示階梯図、サイクル、スプリット、オフセットに関する知識 ③交通信号制御機、車両用灯器、歩行者用灯器、押しボタン箱、車両感知器等の配置のあり方と留意事項に関する知識	
7	交通信号施設の「施工・点検業務」について、一定の実務経験を有することを確認するものであること	「実務試験」にて確認	/

【交通信号設計士】

No	試験の要件 (技能検定規程別表1)	試験の範囲	出題数
1	交通信号施設の設置・運用に係る法令、規則、基準等について、幅広い知識を有することを確認するものであること	<p>①道路交通法、道路交通法施行令、道路交通法施行規則、道路法、道路構造令、道路標識区画線及び道路標示に関する命令、車両制限令、労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、内線規程その他法令等において、交通信号施設の設置・運用に関する事項についての知識</p> <p>②警察庁通達によって示されている交通信号機の設置・運用に関する基準及び指針についての知識</p>	
2	交通信号機の設置・運用に係る交通工学的な専門知識を有することを確認するものであること	<p>①信号制御方式とその選定についての知識</p> <p>②交通容量、交通需要、飽和交通流率など交通流に関する知識</p> <p>③道路及び交通状況に応じた現示方式、現示階梯図に関する知識</p> <p>④黄・全赤信号表示、サイクル、スプリット、オフセットの算定に関する知識</p> <p>⑤交通信号制御機、車両用灯器、歩行者用灯器、押しボタン箱、車両感知器等の配置のあり方と留意事項に関する知識</p>	
3	交通信号施設の設置工事に係る基礎的な知識を有することを確認するものであること	<p>①交通信号制御機仕様書（警察庁制定）に規定する交通信号制御機的主要な機能及び性能についての知識</p> <p>②車両用交通信号灯器、歩行者用交通信号灯器、車両感知器、歩行者用押しボタン箱、光ビーコン、音響式交通信号付加装置、交通情報板、交通信号柱、通信ケーブル、電源ケーブル等の仕様概要についての知識</p> <p>③建柱、配管、配線及び機器取付けなど一連の工事施工に関する知識</p> <p>④必要とする交通信号施設の配置、配線系統に関する知識</p>	
4	交通信号施設の工事設計のための道路及び交通環境の調査について、専門的な知識を有することを確認するものであること	<p>①道路及び交通環境調査の要点、調査に際しての留意事項に関する知識</p> <p>②交通信号施設の新設、移設、改良等に工事に必要な調査の要点、調査に際しての留意事項に関する知識</p> <p>③必要とする交通信号施設の設置条件、設置上の留意事項に関する知識</p>	
5	交通信号施設の工事設計図書の作成に係る専門的な知識及び技術を有することを確認するものであること	<p>①交通信号施設の新設、移設、改良に必要な機器、部材、電材等の仕様に関する知識</p> <p>②交通信号施設の新設、移設、改良に必要な機器、部材、電材等の積算（数量）に関する知識</p> <p>③交通信号機新設、移設、改良に係る工事設計図書作成の要点、作成上の留意事項に関する知識</p>	
6	交通信号施設の「調査・設計業務」について、相当の実務経験を有することを確認するものであること	「実務試験」にて確認	/

【交通信号監理士】

No	試験の要件 (技能検定規程別表1)	試験の範囲	出題数
1	交通信号施設の設置・運用に係る法令、規則、基準等について、幅広い知識を有することを確認するものであること	①道路交通法、道路交通法施行令、道路交通法施行規則、道路法、道路構造令、道路標識・区画線及び道路標示に関する命令、車両制限令、建設業法、労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、警備業法、内線規程、その他法令等において、交通信号施設の設置・運用に係る事項についての知識 ②警察庁通達によって示されている交通信号機の設置・運用に関する基準及び指針についての知識	
2	交通信号施設の設置工事に係る安全管理について、幅広い知識を有することを確認するものであること	①作業前の安全管理に関する知識 ②施工条件、施工内容に応じた安全管理に関する知識 ③現場周辺の安全管理（交通・公衆安全管理）に関する知識 ④常時及び非常時の安全管理体制として求められる組織、連絡・指揮命令系統に関する知識 ⑤現場における安全訓練・教育の方法に関する知識	
3	交通信号施設の設置工事について、監理できる能力を有することを確認するものであること	①交通信号制御機仕様書（警察庁制定）に規定する交通信号制御機の主な機能及び性能についての知識 ②車両用交通信号灯器、歩行者用交通信号灯器、車両感知器、歩行者用押しボタン箱、光ビーコン、音響式交通信号付加装置、交通情報板、交通信号柱、通信ケーブル、電源ケーブル等の仕様概要についての知識 ③建柱、配管、配線及び機器取付けなど一連の施工技術についての知識 ④施工計画書の作成に関する知識 ⑤現場代理人の役割と必要なスキルについての知識	
4	交通信号施設の設置工事について、施工管理ができる能力を有することを確認するものであること	①施工計画書に基づく実行予算の設定に関する知識 ②施工計画書に基づく工程管理、安全管理に関する知識 ③施工計画書に基づく原価管理、品質管理に関する知識	
5	施工した交通信号施設の機能及び性能の検査・点検に係る知識と技術を有することを確認するものであること	①設計図書通りの施工であることの確認の要点、留意点等に関する知識 ②交通信号制御機等の動作確認方法に関する知識	
6	交通信号施設の設置・運用に係る基礎的な知識を有することを確認するものであること	①信号制御方式とその選定についての知識 ②現示方式、現示階梯図、サイクル、スプリット、オフセットに関する基礎知識 ③交通信号制御機、車両用灯器、歩行者用灯器、押しボタン箱、車両感知器等の配置のあり方と留意事項に関する知識	
7	交通信号施設の「施工・点検業務」について、相当の実務経験を有することを確認するものであること	「実務試験」にて確認	

【交通信号診断士】

No	試験の要件 (技能検定規程別表1)	試験の範囲	出題数
1	交通信号施設の設置・運用に係る法令、規則、基準等について、幅広い知識を有することを確認するものであること	<p>①道路交通法、道路交通法施行令、道路交通法施行規則、道路法、道路構造令、道路標識・区画線及び道路標示に関する命令、車両制限令、建設業法、労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、警備業法、内線規程、その他法令等において、交通信号施設の設置・運用に係る事項についての知識</p> <p>②警察庁通達によって示されている交通信号機の設置・運用に関する基準及び指針についての知識</p>	
2	交通信号施設の保守点検・診断に関する技術知識を有することを確認するものであること	<p>①交通信号制御機仕様書（警察庁制定）に規定する交通信号制御機の主な機能及び性能についての知識</p> <p>②車両用交通信号灯器、歩行者用交通信号灯器、車両感知器、歩行者用押しボタン箱、光ビーコン、音響式交通信号付加装置、交通情報板、交通信号柱、通信ケーブル、電源ケーブル等の仕様概要についての知識</p> <p>③各種交通信号施設の機能、性能、外観、内観等の点検内容と点検方法に関する知識</p>	
3	交通信号施設の保守点検・診断に使用する計測機器等に関する知識を有することを確認するものであること	<p>①交通信号施設の保守点検・診断に使用する計測器機等の種類、用途、使用方法に関する知識</p> <p>②交通信号施設の保守点検・診断に使用する計測器機等使用上の留意事項等に関する知識</p>	
4	交通信号施設の保守点検・診断に際し、適切な手法を選定できることを確認するとともに、異常の程度や必要な措置の緊急度を的確に判断できることを確認するものであること	<p>①異常監視機能の動作確認方法に関する知識</p> <p>②異常発生原因の推定方法に関する知識</p> <p>③異常の程度に応じた必要な措置に関する知識</p>	
5	交通信号施設の保守点検・診断時の安全管理に関する知識を有することを確認するものであること	<p>①日常の安全衛生管理、安全衛生教育に関する知識</p> <p>②保守点検作業時の安全管理に関する知識</p> <p>③保守点検現場周辺の安全管理（交通・公衆安全管理）に関する知識</p> <p>④常時及び非常時の安全管理体制として求められる組織、連絡・指揮命令系統に関する知識</p>	
6	交通信号施設の設置・運用に係る基礎的な知識を有することを確認するものであること	<p>①信号制御方式とその選定についての知識</p> <p>②現示方式、現示階梯図、サイクル、スプリット、オフセットに関する知識</p> <p>③交通信号制御機、車両用灯器、歩行者用灯器、押しボタン箱、車両感知器等の配置のあり方と留意事項に関する知識</p>	
7	交通信号施設の「施工・点検業務」について、相当の実務経験を有することを確認するものであること	「実務試験」にて確認	/